

平成 23 年 12 月 7 日

## 要望項目等に関する最終整理案

### 【資産課税関係】

- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が東日本大震災の被害者に対して行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、当該金銭の貸付けの条件が当該被害者の支援に資する有利な条件となることを前提に、印紙税を非課税とする。【要望・内閣府 25】
  
- 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記に株式移転により銀行持株会社を設立する場合における当該銀行持株会社の設立の登記を追加した上、その適用期限を2年延長する。【要望・金融庁 7】
  
- 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する。【要望・金融庁 8】
  - (1) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記  
1,000分の5（現行1,000分の3.5）
  - (2) 分割による法人の設立等の場合における次の登記
    - ① 不動産の所有権の移転登記 1,000分の4（現行1,000分の2）
    - ② 抵当権の移転登記 1,000分の1（現行1,000分の0.6）
  
- 平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に、信託会社等が東日本大震災により著しい被害を受けた一定の地方公共団体との信託契約に基づき、その地方公共団体の所有する土地の上に一定の施設を建築する場合において、その施設（公共・公用施設の部分に限る。）の用に供する土地及

び建物の所有権に係る信託の登記に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。【要望・金融庁 12・国土交通省 33】

- 林業経営相続人が、森林経営計画（市町村長等の認定・農林水産大臣の確認を受けたものに限る。以下「認定計画」という。）が定められている区域内に存する山林（立木及び林地）について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人から一括して取得し、当該認定計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、その山林（施業及び路網整備を行う区域内に存するもののうち一定のものに限る。）に係る課税価格の 80% に対応する相続税の納税を猶予する措置を講ずる。【要望・農林水産省 2】
  
- 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予について、20 年以上（貸付け時において 65 歳以上である場合には、10 年以上）納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合には、相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例と同様の措置を講ずる。【要望・農林水産省 3】
  
- 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例及び計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、森林法の一部改正による森林施業計画から森林経営計画への変更に伴う所要の措置を講ずる。【要望・農林水産省 10】
  
- 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を 3 年延長する。【要望・経済産業省 13】

- (1) 所有権の移転登記（現行 1,000 分の 13）
  - 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 15
  - 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 18
- (2) 地上権の移転登記（現行 1,000 分の 6.5）
  - 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 7.5
  - 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 9
- (3) 所有権の移転の仮登記等（現行 1,000 分の 6.5）
  - 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 7.5
  - 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 9
- (4) 地上権の移転の仮登記等（現行 1,000 分の 3.25）
  - 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3.75
  - 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 4.5

なお、会社分割に伴う不動産の抵当権等の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止する。

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・経済産業省 15】

- (1) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記
  - 1,000 分の 5（現行 1,000 分の 3.5）
- (2) 分割による法人の設立等の場合における次の登記
  - ① 不動産の所有権の移転登記 1,000 分の 4（現行 1,000 分の 2）
  - ② 船舶の所有権の移転登記 1,000 分の 23（現行 1,000 分の 12）

- 株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免

許税の税率の軽減措置について、東日本大震災の被災者に対する貸付けに係る抵当権の設定登記等に限り、現行の軽減税率に係る適用期限を平成 28 年 3 月 31 日（現行 平成 25 年 3 月 31 日）まで延長する等の措置を講ずる。【要望・経済産業省 16】

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・総務省 5・厚生労働省 32・農林水産省 19・経済産業省 22・国土交通省 34・環境省 10】

- (1) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

- 1,000 分の 5（現行 1,000 分の 3.5）

- (2) 分割による法人の設立等の場合における次の登記

- ① 不動産の所有権の移転登記 1,000 分の 4（現行 1,000 分の 2）

- ② 船舶の所有権の移転登記 1,000 分の 23（現行 1,000 分の 12）

- 認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる民間都市再生事業計画に都市再生特別措置法の規定により認定があったものとみなされた場合における民間都市再生事業計画を追加する。【要望・国土交通省 2】

- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象となる施行再建マンション（マンション建替事業により建設される再建マンションをいう。）の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものとした上、その適用期

限を2年延長する。【要望・国土交通省5】

- (1) 施行再建マンションのうち、各住戸の戸境壁を再構築することにより、その各住戸の専有部分の面積を変更することができる構造となっているもの その施行再建マンションの住戸の平均床面積が一定の面積以上であること
- (2) 上記(1)以外の施行再建マンション その施行再建マンションの各住戸の床面積が一定の面積以上であること

○ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の3.5（現行1,000分の3）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。【要望・国土交通省14】

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「統合法」という。）の規定に基づき新関西国際空港株式会社が移転補償事業により大阪国際空港周辺の土地（統合法の施行の日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間に当該土地の所有者と新関西国際空港株式会社が売買契約を締結したものに限り。）を取得した場合における所有権の移転登記について、登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

- (1) 統合法に規定する空港運営権者が統合法に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録をする日
- (2) 平成26年3月31日

なお、関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・国土交通省17】

○ 独立行政法人海上災害防止センターについて、所要の法整備を前提に、そ

の組織形態の見直しに伴う資産の承継に係る登記に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。【要望・国土交通省 20】

- 低炭素まちづくり促進法（仮称）の制定に伴い、個人が、同法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、同法に規定する認定省エネルギー建築物（仮称）のうち一定の住宅（以下「認定住宅」という。）の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をする場合における当該認定住宅に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率について、次の措置を講ずる。【要望・経済産業省 32・国土交通省 26】

- (1) 所有権の保存登記 1,000 分の 1（本則 1,000 分の 4）

- (2) 所有権の移転登記 1,000 分の 1（本則 1,000 分の 20）

- 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を 3 年延長する。【要望・経済産業省 36・国土交通省 27】

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。【要望・国土交通省 27】

- (1) 非課税限度額（現行 1,000 万円）を次のとおりとする。

- ① 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合

- イ 平成 24 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円

- ロ 平成 25 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,200 万円

- ハ 平成 26 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

なお、東日本大震災により住宅用家屋が滅失等をした者（当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含む。以下(2)までにおいて「東日本大震災の被災者」という。）については、非課税限度額を 1,500 万円とする。

② 上記①以外の住宅用家屋の場合

- イ 平成 24 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円
- ロ 平成 25 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 700 万円
- ハ 平成 26 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 500 万円

なお、東日本大震災の被災者については、非課税限度額を 1,000 万円とする。

(2) 適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、240 m<sup>2</sup>以下のものに限定する。

(3) 適用期限を平成 26 年 12 月 31 日までとする。

○ 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、戸建て住宅に係る所有権の移転登記に対する軽減税率を 1,000 分の 2（現行 1,000 分の 1）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・国土交通省 29・環境省 9】

○ 旧自作農創設特別措置法等に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置については、適用期限の到来をもって廃止する。【見直し・農林水産省 1】

○ 帝都高速度交通営団が行う出資に係る財産の給付に伴い東京地下鉄株式会社が受ける登記等に対する登録免許税の免税措置を廃止する。【見直し・国土交通省 2】

○ 相続税・贈与税の延納手続等について、災害その他のやむを得ない事情が生じた場合には、納税者の準備期間又は国（税務署）の審査期間に国税通則



法第 11 条の規定により申告期限等が延長された期間等を加算する等の措置を講ずる。【要望にない項目等 5】

○ 相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務を解除する。

【要望にない項目等 9】

(1) 申告期限等から 5 年を経過した場合（ただし、申告期限等から 5 年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができる。）

(2) 納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合

上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に申告期限等が到来する相続税について適用する。ただし、同日において滞納となっている相続税についても、上記の改正と同様の扱いとする。

**【検討事項】**

- 山林に係る相続税・贈与税については、新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行う。【要望・農林水産省2】
  
- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行う。【要望・経済産業省5】